

ぐんま伝統的建築技術住宅基準

施行 令和4年4月28日

1 概要

県産木材を活用し、群馬県において伝統的とされる建築技術の要素（以下、「地域住文化要素基準」とする）を一定程度取り入れた住宅（以下、「ぐんま伝統的建築技術住宅」とする）の基準である。

2 適用地域

群馬県全域とする。

3 ぐんま伝統的建築技術住宅 適用要件

(1)、(2)を満たすこととする。

(1) 主要構造部（※1）に県産木材を3 m³以上使用する。

※1：在来工法については、土台・柱・梁をいい、枠組壁工法については構造として使用する部材をいう。

(2) 次に示す、地域住文化要素基準のア～ウに関しては必須要件（必ず備え付ける項目）、エ～ケについては選択要件（確保することが望ましい項目）とし、計5つ以上を満たす。

地域住文化要素基準

必須要件

ア. 軒の出は0.9 m以上とし、かつ平屋建て以外の場合に最上階を除く南側窓上には庇又はバルコニー等を設置するものとし、その出は0.9 m以上とする。

イ. 和瓦を母屋全体で使用する。

ウ. 8畳以上の本畳の居間又は客間を1室以上設置する。

選択要件

エ. 本畳の居間又は客間の出入口及び室に接する扉又は建具をふすま又は障子とする。

オ. エ. 以外の内部扉又は内部建具全てを製作木製とする。

カ. 本畳の居間又は客間に面する板張の縁側（内縁又は入側縁）を設ける。

キ. 屋内に5 m²以上の土間（洗い出し、三和土、和タイル、石張等）を設ける。

ク. 住宅外壁を全面湿式（一部下見板（羽目板）張は可）とする。

ケ. 住宅内壁の20 m²以上をしっくい塗り又は珪藻土塗りとする。

4 適合法令

建築基準法をはじめとする関係法令に適合すること